

令和4年4月吉日

システムユーザ各位

スリーエス コンピュータ

TEL 0994-40-9851

雇用保険料率(事業主負担分)の改定のお知らせ

令和4年4月分保険料から雇用保険料率が引き上げられます。

今回は、事業主負担分のみの変更となるため、「基礎賃金集計表資料」※「労働保険一覧表」※をご利用でないお客様は、変更の操作を行わなくても問題ありません。

改定の詳細は、各都道府県労働局などへお問い合わせください。

※『給与まんDX』ではご使用になれません。

【改定内容】

旧 保険料率	雇用保険料率	被保険者負担率	事業主負担率
一般の事業	9/1000	3/1000	6/1000
農林水産・清酒製造の事業	11/1000	4/1000	7/1000
建設の事業	12/1000	4/1000	8/1000



新 保険料率	雇用保険料率	被保険者負担率	事業主負担率
一般の事業	9.5/1000	3/1000	6.5/1000
農林水産・清酒製造の事業	11.5/1000	4/1000	7.5/1000
建設の事業	12.5/1000	4/1000	8.5/1000

■ 改定への対応方法

今回の改定は、現在のプログラムで保険料率の変更を行うことにより対応できますので、**新しいプログラムの発送はありません。**

変更方法は、次項をご覧ください。

■ 保険料率の変更方法

実施時期

『PCA ソフト』では、新保険料率がわかり次第あらかじめ率変更を行うことが可能です。

「**ご注意**」 4月に賞与を支給する場合は、新しい保険料率で登録します。

操作方法

以下の操作の前に、必ずデータのバックアップを実行してください。

- ① 「前準備」-「雇用保険の登録」を起動し、雇用保険コードを選択します。
- ② [率情報] タブで、[期間の変更] ボタンをクリックして使用期間を追加します。
[使用期間の追加] の [開始日] は、新保険料率を適用する日付（旧保険料率を適用する最終支給日の翌日から、新保険料率を適用する初回支給日まで）を入力します。

例 1) 【4月分保険料を 4月給与で徴収する場合】

「令和 4 年 4月 1 日」に設定

例 2) 【4月分保険料を 5月給与で徴収する場合】

「令和 4 年 5月 1 日」に設定

- ③ 事業主負担の [雇用保険率 一般] を [6.5/1000] 、 [雇用保険率 建設等] を [8.5/1000]（または [7.5/1000] ）に変更して登録します。

雇用保険情報			率情報	電子申請
使用期間(B)	令和 4 年 5 月 1 日 ~		▼	期間の変更(C)...
雇用保険率(B):				
/1000	被保険者	事業主		
雇用保険率 一般	3.000	6.500		
雇用保険率 建設等	4.000	8.500		
雇用保険率 その他	0.000	0.000		
端数処理(D)	五捨六入		▼	
一般拠出金率(G)	0.000 /1000			